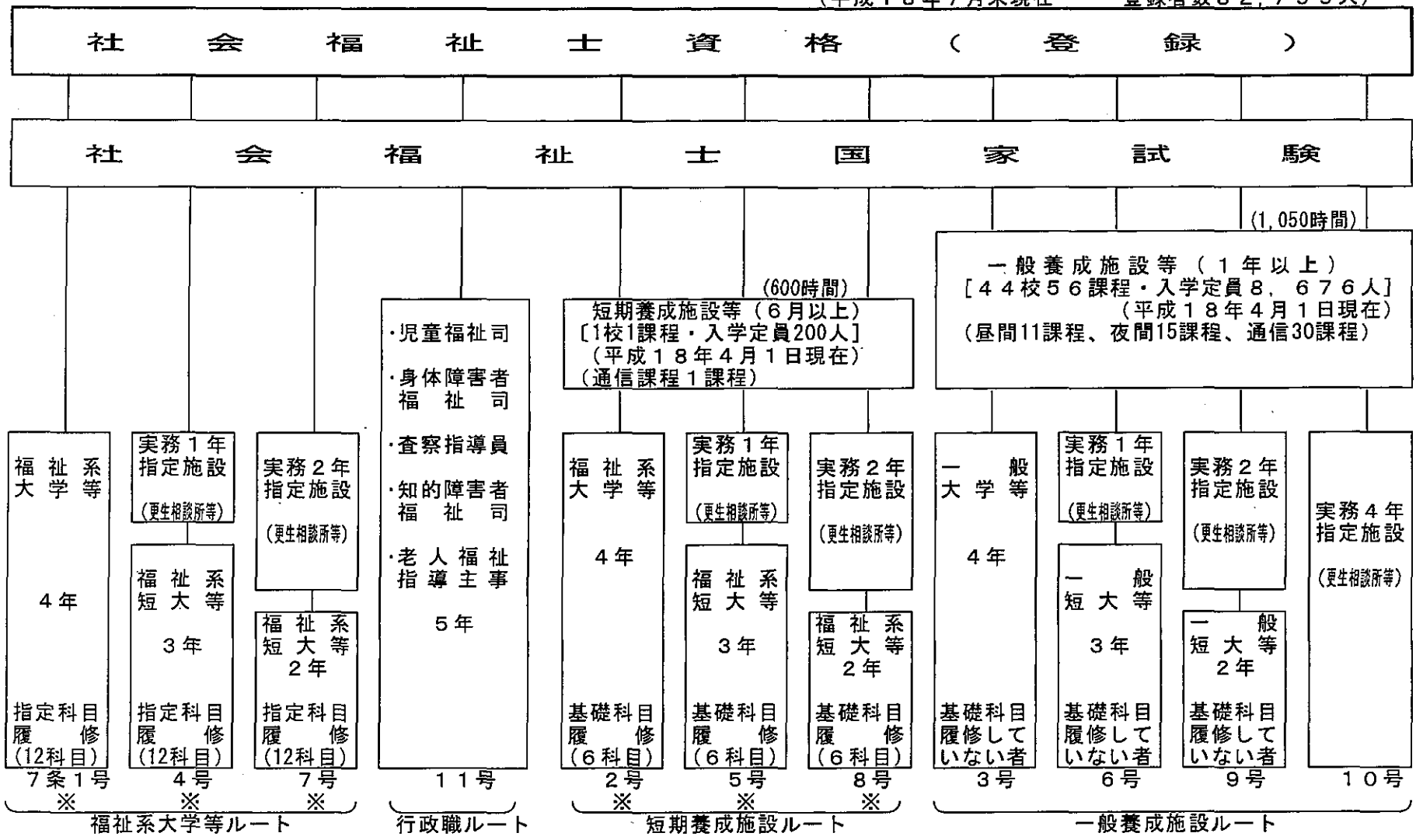


社会福祉士の資格取得方法

(平成18年7月末現在・・・登録者数82,799人)



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。
 ※ 平成18年5月現在、福祉系大学等の数は263校 (大学院4校、大学182校、短大14校、専修学校63校) である。
 (社) 日本社会福祉士養成校協会調べ

各資格取得ルート of 現状

①福祉系大学等ルート

- ・社会福祉士試験の受験資格取得に必要な科目(指定科目)を告示で規定しているのみで、指定科目を履修して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得ることが可能。
- ・指定科目の内容及び時間数(単位数)については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、各大学等の裁量に委ねている。

②一般養成施設ルート

- ・一般養成施設とは、福祉系大学以外の大学等を卒業した者や厚生労働大臣が指定する社会福祉施設等で相談援助業務を4年以上経験した者等に対して、1年(授業時間1,050時間)以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・教育内容、教員要件、施設設備・教育用器具機材等については法令に基づく基準を遵守することが求められている。
- ・通信課程の社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の授業時間は、昼間・夜間課程の授業時間の2分の1となっている。

③短期養成施設ルート

- ・短期養成施設とは、福祉系大学等において告示で定められた基礎科目(指定科目のうち主に実習関係以外の科目)を修めて卒業した者等に対して6ヶ月(授業時間600時間)以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・一般養成施設と同様に、教育内容、教員要件、施設設備・教育用器具機材等については法令に基づく基準を遵守することが求められている。
- ・制度設立以来1校1課程しか設置されていない。

④行政職ルート

4つのルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を得ることなく、行政機関での実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルート。

<参考>

社会福祉士養成施設の状況

- 社会福祉士養成施設は、45校57課程(定員8,876人)人である(平成18年4月1日現在)。
 ○社会福祉士の受験資格を取得できる福祉系大学等の数は、263校である(平成18年4月1日現在)。
 (大学院4校、大学182校、短大14校、専門学校63校 ※(社)日本社会福祉士養成校協会調べ)

社会福祉士養成施設の状況 (平成18年4月1日現在)

(1) 課程別設置状況の推移 (45校57課程、定員8,876人)

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
課程数	0課程	6課程	0課程	0課程	0課程	1課程	1課程	2課程	2課程	1課程
学年定員	0人	1,360人	0人	0人	0人	300人	600人	420人	118人	40人
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
課程数	2課程	4課程	7課程	9課程	8課程	3課程	5課程	3課程	3課程	57課程
学年定員	450人	565人	1,330人	1,695人	848人	320人	310人	180人	340人	8,876人

注. 定員増減、課程の取消については、その課程の新設年度に計上。

(2) 設置形態別の状況 (45校57課程)

	学校法人立	社会福祉法人立	財団法人立	合計
短期大学	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
専門学校	37 (48)	2 (3)	0 (0)	39 (51)
養成機関(全社協等)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	5 (5)
合計	38 (49)	5 (6)	2 (2)	45 (57)

注. () 内は、課程数。

資格取得ルート別受験者数及び合格者数

	福祉系大学 (第1号)		福祉系短大+実務1年 (第4号)		福祉系短大+実務2年 (第7号)		実務経歴(5年以上) ※行政職 (第11号)		一般養成施設 (1年課程) (第3, 6, 9, 10号)		短期養成施設 (6か月課程) (第2, 5, 8号)		合 計		
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
昭和63年度	792	82	0	0	0	0	189	75	52	23	0	0	1,033	180	17.4
平成元年度	1,354	216	0	0	0	0	111	59	152	103	0	0	1,617	378	23.4
平成2年度	1,723	184	6	0	0	0	76	30	760	314	0	0	2,565	528	20.6
平成3年度	2,135	341	3	0	2	0	78	31	1,091	502	0	0	3,309	874	26.4
平成4年度	2,552	427	21	0	16	2	77	22	1,220	473	0	0	3,886	924	23.8
平成5年度	3,132	459	50	2	25	1	82	25	1,409	562	0	0	4,698	1,049	22.3
平成6年度	4,033	801	101	9	47	5	56	28	1,650	717	0	0	5,887	1,560	26.5
平成7年度	5,401	1,309	136	17	74	7	62	31	1,960	927	0	0	7,633	2,291	30.0
平成8年度	6,896	1,612	182	14	109	19	47	18	2,415	1,169	0	0	9,649	2,832	29.4
平成9年度	9,107	2,149	251	19	147	18	80	36	2,950	1,238	0	0	12,535	3,460	27.6
平成10年度	11,888	3,033	385	28	259	40	94	50	3,580	1,623	0	0	16,206	4,774	29.5
平成11年度	14,419	3,746	533	47	437	53	113	57	4,310	1,846	0	0	19,812	5,749	29.0
平成12年度	16,454	3,732	684	44	575	67	107	40	5,142	2,191	0	0	22,962	6,074	26.5
平成13年度	19,761	5,057	914	73	667	101	94	55	6,893	3,057	0	0	28,329	8,343	29.5
平成14年度	22,656	6,366	1,193	113	771	116	87	47	8,745	3,859	0	0	33,452	10,501	31.4
平成15年度	25,884	6,669	1,388	124	819	110	75	36	9,491	3,794	0	0	37,657	10,733	28.5
平成16年度	28,179	7,437	1,650	183	893	122	79	50	10,243	4,449	0	0	41,044	12,241	29.8
平成17年度	30,331	7,559	1,751	208	990	168	83	43	10,546	4,244	0	0	43,701	12,222	28.0
合計(人)	206,697	51,179	9,248	881	5,831	829	1,590	733	72,609	31,091	0	0	295,975	84,713	
比率(%)	69.8	60.4	3.1	1.0	2.0	1.0	0.5	0.9	24.5	36.7	0.0	0.0	100	100	
合格率(%)	24.8		9.5		14.2		46.1		42.8		0.0		28.6		
			23.8												

(注)(財)社会福祉振興・試験センター調べ

社会福祉士養成課程の現状

社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験 受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表

社会福祉士養成施設 養成課程	時間数	法第7条第1号 (指定科目)	法第7条第2号 (基礎科目)	社会福祉士試験科目
社会福祉原論	60	社会福祉原論	社会福祉原論	社会福祉原論
老人福祉論	60	老人福祉論	老人福祉論	老人福祉論
障害者福祉論	60	障害者福祉論	障害者福祉論	障害者福祉論
児童福祉論	60	児童福祉論	児童福祉論	児童福祉論
社会保障論	60	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	社会保障論
公的扶助論	30			公的扶助論
地域福祉論	30			地域福祉論
社会福祉援助技術論	120	社会福祉援助技術論	—	社会福祉援助技術
社会福祉援助技術演習	120	社会福祉援助技術演習	—	—
社会福祉援助技術現場実習	180	社会福祉援助技術現場実習	—	—
社会福祉援助技術現場実習指導	90	社会福祉援助技術現場実習指導	—	—
心理学	30	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	心理学
社会学	30			社会学
法学	30			法学
医学一般	60	医学一般	—	医学一般
介護概論	30	介護概論	—	介護概論
合計（16科目） （下段は短期養成課程 の時間数（6科目））	1,050 600	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	・13科目 ・出題数150問 ・試験時間240分

社会福祉援助技術現場実習等の現状

社会福祉援助技術現場実習

- ①厚生労働大臣が定める施設や機関等における180時間以上の実習
- ②実習指導者による指導(3年以上の実務経験のある社会福祉士等)

社会福祉援助技術現場実習指導

- ①実習施設との連携の下の実習計画の作成
- ②実習前後に90時間以上の実習指導
- ③週1回以上の定期的巡回指導

社会福祉援助技術演習

実習前後の演習による学習

- ・これらの科目は、社会福祉士試験の試験科目となっていない。
- ・上記の事項については、福祉系大学等ルートには適用されていない。

実習施設等の範囲

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年十二月十五日厚生省告示第二百三号）

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 七 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
- 九 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子福祉センター
- 十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。)のうち同法に規定する児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 十三 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

実習指導者の要件

社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について
(昭和63年1月14日社庶第3号)(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

別添1

社会福祉士養成施設等指導要領

8 実習に関する事項

(2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- ウ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者

社会福祉士を取り巻く状況の変化

福祉ニーズの変化

社会福祉士制度創設後、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化

○バブル経済の破綻に伴う低経済成長

○急速に進行する人口構造の少子高齢化や世帯規模の縮小化

【増大化、複雑化する国民の福祉需要】

- ・増大する高齢者の介護ニーズ: 身体介護に加えて、認知症への適切な対応
- ・ホームレスや生活保護の被保護者に対する自立支援
- ・増加する児童や高齢者虐待への対応
- ・障害者の地域生活支援 等

福祉需要へ対応するための社会福祉の分野における様々な制度改革

福祉・介護分野のパラダイム転換

社会福祉の実施体制の変化

社会福祉士制度創設期の低所得者を対象とする自治体の措置による
施設入所型のサービス提供体制

福祉関係八法改正
ゴールドプラン

- ・在宅福祉サービスと施設福祉サービスを市町村において一元的に提供するサービス体系への転換
- ・在宅福祉の積極的な推進による高齢者保健福祉分野の基盤整備

介護保険法
支援費制度

行政がサービスの配分を行う措置制度から、福祉サービス利用者の選択と自己決定に基づく、事業者と利用者との対等な契約関係による利用者本位の社会福祉への大きな転換

○社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化

○福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

相談支援システムの変化

- 在宅介護支援センターの設置
- ケアマネジメントの導入
- 地域包括支援センターの設置
- 自立支援プログラムの導入と就労支援の重視

サービスの利用支援と権利擁護

- サービスの利用支援としての苦情解決や第三者評価等
- 権利擁護活動と成年後見活動等

社会福祉経営の変化

- 社会福祉経営における説明責任、法令遵守、ガバナンスの確立や経営能力の向上
- 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の経営主体の多様化
- 個人情報保護法の施行

その他の変化

- 福祉に関する計画の策定と実施
- 独立型社会福祉士の登場(介護支援専門員、成年後見人等)
- 社会福祉士の社会復帰調整官としての位置づけ(医療観察法)
- 診療報酬における社会福祉士の評価(回復期リハビリテーション病棟入院料等)